

資料4

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点
に関する作業部会
(第10期－第8回)R2.8.24

第4期中期目標期間における共同利用・共同研究拠点の認定の方向性について（案）

【検討に当たっての論点】

- 共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の役割については、“全国に存在し、大学共同利用機関よりも専門的な分野・領域を主たる対象としつつ、各分野・各地域における地政学的・歴史的特性を発展させる機能と、当該地域の又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとしての機能を有し、いわば研究分野の裾野拡大に貢献する役割などを担っている。また、大学に属する研究施設として、当該大学の強み・特色に貢献し、その機能強化に資することも同時に期待される。”と整理されている。（「共同利用・共同研究体制の強化に向けて（審議のまとめ）」平成27年1月28日研究環境基盤部会）
- こうした拠点に期待される役割等については、既に認定されている特定の大学や拠点に限って期待されるものでなく、新たな拠点形成や既存拠点の体制の見直し、例えば、ネットワーク化による機能強化等により、国内外の研究者コミュニティを始めとしたステークホルダー等からの新たな要請に応えていく必要がある。
- 第4期中期目標期間の拠点の認定に当たっては、これまでの研究環境基盤部会の議論において、拠点数について（現在の拠点数（当時77拠点）から）「むやみに増やさないよう厳選」する方針が確認されていることから（平成27年6月11日研究環境基盤部会（第75回））、
 - ・既に認定されている拠点のみでは期待される役割等を果たせないか、
 - ・熟度の高い優れた新たな拠点は見込まれるのか、といった観点を踏まえつつ、各拠点に対して効果的な支援を行うためにも、認定数の拡大は慎重に検討する必要がある。
- また、第3期中期目標期間に認定されている拠点に対する期末評価において、総合評価C区分の拠点は「認定期間を更新しない」こと、また、総合評価B区分の拠点は、「認定の可否を判断」することとしており（「国立大学の共同利用・共同研究拠点等の認定・評価に関する検討の基本的な方向性について」（令和2年4月23日作業部会決定））、来期の認定に当たっては、並行して実施する今期の期末評価の結果を踏まえる必要がある。

＜参考：平成30年度実施の中間評価結果＞

S評価：11拠点、A評価：45拠点、B評価：21拠点、C評価：0拠点

- 他方、第4期中期目標期間の国際共同利用・共同研究拠点の認定については、制度が創設されて間もないことから、今般実施する期末評価及び制度自体の評価を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

【認定の数について】

- 令和 4 年度からの第 4 期中期目標期間における拠点の認定については、第 3 期中期目標期間の期末評価の結果も踏まえつつ厳選し、第 3 期中期目標期間における拠点数を一つの基準として適切な規模で検討する。

なお、ネットワーク型共同利用・共同研究拠点の数は、参画大学数にかかわらず「1 拠点」と数えるものとする。

【認定の公募を行う時期及び回数について】

- 第 3 期中期目標期間においては、期の開始年度に合わせて公募を行うとともに（平成 26～27 年度に公募・評価し、平成 28 年度（第 3 期初年度）から 6 年間の認定）、期中に 2 回の公募を実施したところ。

①平成 28～29 年度（第 3 期 1～2 年度目）に公募・評価し、平成 30 年度（第 3 期 3 年度目）から 4 年間の認定 → 評価の結果認定拠点なし
②平成 29～30 年度（第 3 期 2～3 年度目）に公募・評価し、平成 31 年度（第 3 期 4 年度目）から 3 年間の認定 → 新たに 2 拠点の認定

- 第 4 期中期目標期間における認定の公募については、

- ・現行の拠点数を基準として全体の拠点数を厳選する方針としていること、
- ・後述のとおり、第 4 期中期目標期間中に、国際共同利用・共同研究拠点の公募を予定していること、
- ・認定期間にによって認定期間が異なる拠点が混在し、制度維持や評価の面で複雑化すること、

以上の点から、第 4 期中期目標期間の開始年度に合わせた公募を基本とし、期中の公募は原則行わないこととするが、中間評価等の状況を踏まえ、必要に応じて検討するものとする。

【国際共同利用・共同研究拠点の認定について】

- 第 4 期中期目標期間における国際共同利用・共同研究拠点の認定の公募については、平成 30 年度の制度創設から国際共同利用・共同研究拠点としての活動期間が十分でなく、今般実施する第 3 期中期目標期間の期末評価を通じた個々の拠点の評価、及び国際共同利用・共同研究拠点制度自体の評価を行う必要があることから、第 4 期中の中間年度に実施する予定とする。（その場合、令和 5～6 年度（第 4 期 2～3 年度目）の公募を予定。第 4 期中期目標期間の開始年度に合わせた認定は行わない。）

- 以上の方針によれば、第 5 期からは、認定期間の複雑さは解消され、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点とも、中期目標期間と認定期間が一致することとなる。